

報告第19号

専決処分について報告の件（その2）

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、請負契約額の変更について次のとおり専決処分したので報告するものであります。

平成30年2月7日提出

芽室町長 宮 西 義 憲

専 決 処 分 書

請負契約額の変更

町は、請負契約の額を次のとおり変更する。

- 1 工 事 名 国営芽室地区用水路災害復旧工事（H28繰越）
- 2 契 約 金 額 変更前 100,720,800円
変更後 99,450,720円
- 3 契約の相手方 芽室町西1条5丁目26番地
村上建設株式会社
代表取締役 村上 哲也
- 4 工 期 自 平成29年 3月28日
至 平成30年 1月19日
- 5 工 事 概 要 上美生13（管理用道路復旧、浸透水量観測計器交換）
上美生19（放流警報局復旧）
伏美2（ファームポンド管理用道路・急斜面の法面復旧）
伏美3（鉄筋コンクリート管・人孔・落口柵敷設替え）
伏美5（排泥施設埋没土砂除去）
伏美6（排泥施設保護盛土、護岸工）
- 6 変 更 内 容 工事施工期間中に発生した平成29年9月の台風被害による
損害の負担額確定により、変更契約を締結したものであります。

平成30年1月12日 専決処分

説 明

国営芽室地区用水路災害復旧工事（H28繰越）について、工事請負契約書第29条第4項の規定により請負契約額について変更契約を締結したものであります。